

事業実施(予算執行)の際の留意事項等について

(1) 事業の停止

各協議会からの提案を受けた事業については、市議会において審議された結果、予算案どおり可決されました(資料1参照)。ただし、次のような場合、予算の執行を停止させていただくことがあります。

協議会が事業を実施する場合に提出していただく、事業計画の内容が明確でないとき。

事業実施に際して、近隣住民等の利害関係者の同意が十分でないとき。

(2) 協議会が実施する事業(補助事業)

「地域分権」は地域が予算提案して、市が事業を実施することを原則としていましたが、地域が行うほうが効率的・効果的な場合があることから、地域に補助することにしたものもあります。

補助事業は地域が自主事業として実施するものであり、その内容の詳細を定めた「仕様書」「補助要綱」などを作成する予定です。また、経費支出に係る「領収書」の提出を義務付け、余った場合の精算も行います。

(3) その他

事業実施段階で発生した契約差金(予算額と実際の支出額との差)については、原則として年度末に不用額として処理する予定です。ほかの提案事業への流用や、次年度の提案額へは繰り越せないものとします。

19年度の事務費交付金の収支について、市へ報告をお願いします。様式は任意ですが、各協議会において承認を得たものをご提出ください(資料4参照)。